

東郷町有機農業実施計画

1 市町村

愛知県愛知郡東郷町

2 計画対象期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

(1) 本町の現状

本町は、名古屋市に隣接し、豊田市に近接する約18.03km²のまちです。この立地条件から町の縁辺部で宅地開発が進み、ベッドタウンとして人口増加が続いてきました。近年では、町の中心部で土地区画整理事業による開発が進み、2020年には大規模商業施設が立地したことにより町外からの交流人口が増加しており、今後は定住人口の増加が見込まれます。

さらに、東名高速道路東名三好インターチェンジに隣接する町の東部地域では、製造業の本社工場や製造業や物流施設の立地など町の都市計画マスタープランに沿った土地利用が進んでいます。今後も、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を計画的に行うことで、優良農地の保全に努めています。

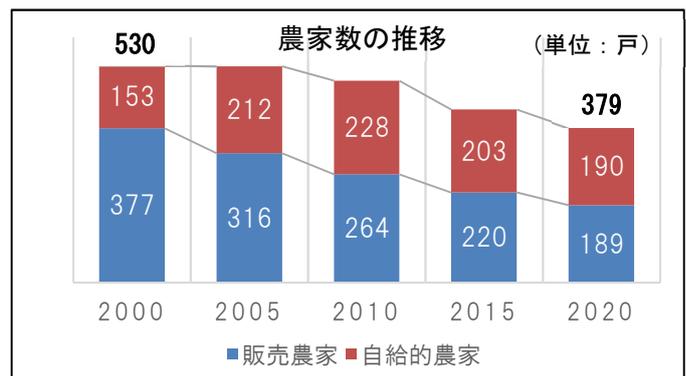
(2) 農業の現状

ア 生産関連

本町では、昭和40年代から農業生産基盤の整備である土地改良事業が順次進められ、昭和50年代には概ね完了しており、以前から稲作農家が大半を占めていたこと、また、圃場整備も水田を目的としたものが多いことから、農業生産は稲作が多くを占め、現在の農地面積は343haで、田が243ha(71%)、樹園地などを含む畑が100ha(29%)となっています。

一方、農家数は、2000年の530戸から2020年の379戸と年々減少しており、この20年間で約3割減少し、担い手の確保が必要となっています。

特に販売農家数は、2000年の377戸から2020年の189戸と、この20年間で半減し、2020年には、自給的農家数(190戸)が販売農家数を上回るなど、営農形態が販売から自家消費に移行しています。



また、農業専従者の平均年齢も、2000年の65.0歳から2020年の70.3歳と著しく高齢化しており、遊休農地の面積も、直近の10年間で16.1haから22haと5.9ha（37%）増加するなど、担い手不足と農地の遊休化が進んでいます。

イ 流通・消費関連

販売農家で生産された慣行農法の農作物は、主に地元JAを通じて販売され、一部の農家の野菜は、町内商業施設でも販売されています。

また、小中学校と町立保育園の給食では、地産地消を推進するため、米や野菜はできる限り町内産を使用していますが、特に野菜の生産量に限りがあるため、十分な量を確保できていない状況となっています。

本町の農業経営は、比較的小規模で労働生産性が低いこと、また、農作物の販売価格（特に米の価格）が上昇していないにもかかわらず、農業機械を始めとする農業資機材は高騰しているため、農業で十分な所得を得ることが難しい状況となっています。

こうした状況から、後継者に事業継承されず、農業者の高齢化や経営規模の縮小、遊休農地の増加の原因となっています。

(3) 有機農業の現状

ア 生産関連

有機農業取組面積は、合計で約6.4haで、農地面積343haに占める割合は約1.9%となっています。有機農業面積の内訳は、田が約1ha（約0.3%）、畑が約5.4ha（約1.6%）となっています。

有機農業者は12経営体で、自然農法、有機質資材の使用等の多様な営農方法により、主に産消提携型（産直）による露地野菜等の生産販売で経営を展開しています。そのうち、有機稲作に取り組む農業者は2経営体で、有機JAS認証を取得している農業者は畑作の1経営体となっています。

イ 流通・消費関連

令和元年度から有機農業者のスタートアップ支援として、有機JAS認証を取得している有機農業者の有機農産物を給食に導入しています。

有機農産物に係る食材費については保護者負担の給食費に含めず、公費負担しており、令和元年度から令和4年度で予算規模を2.7倍に増額しています。

(4) 有機農業の推進に関する課題

本町において有機農業を推進する上での課題として、次のことが挙げられます。

ア 生産関連の課題

食の安全や環境意識の高まりから、近年、有機農業に関心のある就農希望者や農業者が潜在的に相当数見込まれます。付加価値が高く収益性が期待できる「有機農産物」の町内での生産を促進させるためには、こうした農業者に寄り添った伴走型での有機転換の支援策を展開していく必要があります。

また、農地については、慣行農業と有機農業の農地が混在しているため、双方の農法を尊重した栽培エリアのゾーニングによる誘導を行うとともに、有機稲作に適した土づくりや粘土質で排水性の低い水田の畑地化（田畑転換）など、圃場整備の技術を町内農業者が習得し、本町の土壌に適した栽培技術や剪定枝等の未利用資源を利用した有機質資材の生産等の循環型農業についても、農業者同士が情報を共有し、相互に協力できる環境づくりが必要です。

イ 加工・流通、消費関連の課題

有機農産物への消費者ニーズは高まりつつあるものの、町内では、有機農業者の直売所と一部の商業施設でのみ販売されているという状況です。

これは、一般消費者が手頃な価格の農産物を購入する傾向があるということだけではなく、有機農業では、除草作業や病害虫対策に多くの労力が必要となるため高価格帯の農産物となることや、農地及びその周辺環境への負荷を大幅に低減する持続可能な農業であることへの消費者理解が進んでいないことが原因と考えられます。

有機農業では慣行農業よりも病害虫のリスクが高く、規格外品の発生が多くなる傾向にあるので、加工食品の原材料として有効活用できる方策を検討する必要があります。

また、有機 J A S 認証を取得していない農地で栽培された農産物は、「有機」や「オーガニック」という表示ができないため、町内の有機農産物の多くが、産消提携型の販売に限定されています。町内有機農産物の販路を確保するために、有機 J A S 認証の取得を支援するとともに、町独自の認定基準による有機農産物のブランド化についても検討していく必要があります。

また、有機農業や町内で生産された有機農産物が町内外の消費者に理解されるよう、特に子どもや子育て世代の消費者と有機農業者が交流する機会や有機農業を体験する機会等を継続的に提供し、積極的な情報発信や周知活動に取り組んでいく必要があります。

(5) 5年後に目指す目標

本町が有機農業を推進する目的は、都市近郊でありながら「緑あふれる環境」を形成している優良農地を保全することにあります。優良農地が生み出す「緑あふれる環境」は、町民の心を癒してくれると同時に、治水などの防災上の観点からも重要な役割を果たすものであり、自然循環機能を増進させる「環境と調和した取組」として、持続可能な農業を実現していくことにあります。

また、全国的に長年の農業分野の課題とされている農業者の高齢化による担い手不足や遊休農地の増加については、本町においても同様に大きな課題となっています。これらの課題を解決する手段として、有機農業を推進することにより、近隣の大市場から選ばれる付加価値が高く、収益性が期待できる「有機農産物」を町内農業者が生産することで「儲かる農業」を実現させて農業所得の向上を図り、新規就農者を町内に呼び込むための支援策を充実させるとともに、消費者を始めとする実需者に対して、有機農業への関心を高め、その理解を促進させる取組を地域ぐるみで推進していきます。

まずは、令和元年度から取り組んでいる本町の「オーガニック給食」において、町内産有機米への全量移行と有機野菜の導入拡大を図りつつ、町内産有機農産物のブランド化と一体的に取り組んでいきます。

ア 稲作の有機農業面積	1 ha (令和3年度)	→	21ha (令和9年度)
イ 畑作の有機農業面積	5.4ha (令和3年度)	→	7.6ha (令和9年度)
ウ 有機農業者数	12人 (令和3年度)	→	35人 (令和9年度)

【目標設定の考え方】

ア 稲作の有機農業面積の増加 20ha

- ・計画最終年度の令和9年度に給食用米を全量有機米に移行する。
- ・米の平均反収を300kg(5俵)／10aとして積算

イ 畑作の有機農業面積の増加 2.2ha

- ・給食への有機農産物の導入拡大など、既存有機農業者の規模拡大や町独自の有機農産物のブランド化により、取組面積を拡大させる。

ウ 有機農業者数の増加 23人

- ・稲作の有機転換に協力いただける農業者を町内外から随時募集するとともに、有機稲作塾を開校し、新たな担い手を育成する。(20人)
- ・有機農業新規参入者に対するスタートアップ支援として、農地情報の提供や給食用として農産物を出荷できるよう販路の確保等を行い、町内外から新たな担い手を呼び込む。(3人)

4 取組内容

(1) 有機農業の生産段階の取組

ア 有機稲作の普及

○継続的な栽培技術指導

- ・ 専門家による講習会や栽培技術指導
- ・ 町独自の有機稲作マニュアルの活用

○有機稲作農業者への支援

- ・ 除草等の作業量の増加や収量減による減収補填として協力金を交付
- ・ 水田用除草機など有機水稲用機械器具の無償貸出し
- ・ 機械器具購入に対する補助の検討

○有機稲作塾の設置の検討

- ・ 有機稲作講習会を発展させたプログラムによる有機稲作塾の設置を検討し、有機稲作取組面積の大幅な拡大に対応できる担い手の確保



【専門家による有機稲作指導】

イ 有機農業者の育成・支援

○有機農業新規参入者等へのスタートアップ支援

- ・ 就農前の農地情報の提供
- ・ 就農初期段階での専門家への個別相談
- ・ 団地化するほ場の田畑転換（排水改良等）
- ・ 給食用食材としての販路確保

○有機農業用資材購入に対する補助

- ・ 新たに有機農業に取り組む圃場で使用する有機種苗など、有機農業の生産開始するために必要な経費を補助



【新規就農者の個別相談】

○有機 J A S 認証取得等に対する補助

- ・ 有機 J A S 認証の申請及び有機 J A S 認証の技術的基準が適合していることを確認するための調査に係る経費を補助

○援農ボランティアの募集

- ・ 有機農業を学びたい人や有機農業者をサポートしたい人を援農ボランティアとして募集し、受入れを希望する有機農業者とのマッチングを行う。

○地域資源を利用した有機質資材の生産の検討

- ・ 剪定枝や竹等の未利用資源を有効活用して、有機農業で使用する肥料や堆肥を生産する循環型農業について検討

○有機農産物のブランド化の検討

- ・ 町内有機農産物のブランド化に向けた町独自の認定基準や共同出荷等について検討

ウ スマート農業技術等の実証

○営農支援クラウドサービスの活用

- ・経験則に頼らない確立された有機栽培の理論に基づくデータにより施肥設計が可能な民間のクラウドサービスを活用して、露地野菜の栽培実証

○高機能バイオ炭による環境貢献作物の栽培実証

- ・炭素を結晶化して農地に固定させ、有機肥料利用効率の向上が期待できる高機能ソイルを活用した露地野菜の栽培実証

○水位センサーによる水田管理

- ・水田水位センサーを設置し、スマートフォンで水位を確認し、水管理の効率化を検証



【高機能バイオ炭での栽培実証】

(2) 有機農業で生産された農産物の加工、流通、消費等の取組

ア 加工・流通関連

○規格外有機農産物を活用した加工食品の開発

- ・流通段階での規格に合わない規格外有機農産物を有効活用できる加工食品を給食に導入

○町認定ブランド有機農産物の販路開拓

- ・町認定ブランドの有機農産物を給食に導入するとともに、町内飲食店や商業施設等と有機農業者とのマッチングを行い、新たな販路の開拓を支援

イ 消費関連

○有機農業者によるマルシェの開催

- ・有機農産物に特化したマルシェの定期開催
- ・町行事との同時開催による有機農産物のPRを主目的としたマルシェの開催

○有機農業者と消費者との交流

- ・子どもや子育て世代を対象に有機農業への関心を高める有機農業者との交流会を開催

○親子有機野菜づくり体験

- ・有機農業者が経営する体験農園での親子で有機野菜づくりを体験

○有機農産物を使用した料理教室の開催

- ・親子で町内産有機野菜の良さを体感してもらう料理教室を開催



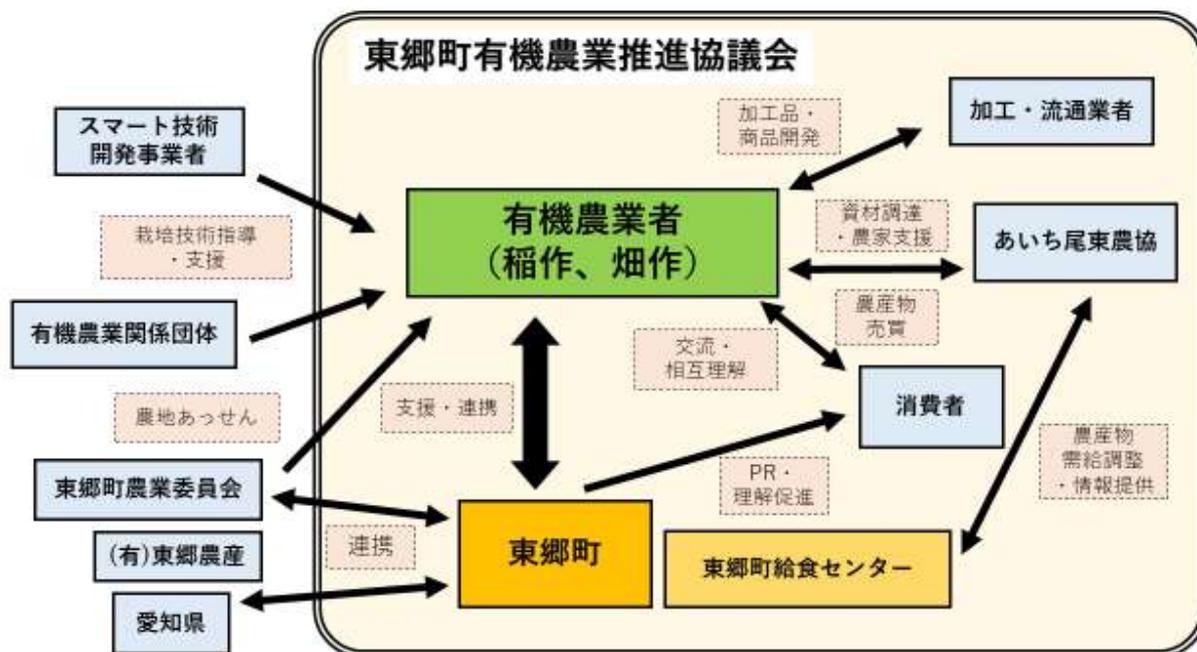
【有機農業者によるマルシェ】



【親子有機野菜づくり体験】

5 取組の推進体制

(1) 実施体制図



(2) 関係者の役割

ア 東郷町

- ・ 農業者その他の関係者及び消費者の協力を得ながら、有機農業の生産から消費までの取組を地域ぐるみで進めるための支援やコーディネートを行う。
- ・ 地方自治体の情報発信力を生かし、本町の有機農業に関する取組を周知することで、町内外の消費者に有機農業に対する理解と関心を深める。
- ・ 給食への有機農産物の導入を積極的に行う。

イ 東郷町有機農業推進協議会

- ・ 本町における有機農業推進の中心的な役割を担う組織（事務局：東郷町）として、有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や定期的に実践状況の把握を行うとともに、明確となった課題等の解決に向けた方策等についての検討を行う。

ウ 有機農業者

- ・ 町内有機農産物のブランド化に向けた認定基準の検討や有機農産物の生産等への協力
- ・ 町内の優良農地の保全への協力
- ・ 消費者との交流による有機農業の認知度向上への協力

エ 加工・流通業者

- ・ 規格外有機農産物を活用した加工食品開発への協力
- ・ 有機農産物について把握している消費動向の情報提供や販路拡大への協力

オ 消費者

- ・有機農業が、多様な生物と共存できる環境と調和した農業であることを理解し、「有機農業を支える」という意識が持続可能な社会の形成に繋がることを認識するよう努める。

カ あいち尾東農業協同組合

- ・給食用物資納入業者として食材と農産物の需給調整
- ・有機農業資材調達等の協力
- ・持続可能な農業の実現に向けた助言と協力

キ その他関係機関

- ・愛知県や東郷町農業委員会などの関係機関は、各々の強みを生かして、有機農業の推進に関する技術的な助言などにより有機農業者等を支援

6 資金計画

別紙のとおり

7 本事業以外の関連事業の概要

・地域計画策定事業

10年後に目指すべき農地利用の姿を反映させた「目標地図」の作成や地域の農業を持続させていくための方針などを地域の話合いにより明確化し、農地一筆ごとの将来の耕作者を計画に盛り込んだ「地域計画」を策定していきます。

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

令和4年度に「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）」を活用して「※グリーン栽培協議会」が実施した土壌診断による土壌状態の確認や省力効果の望めるマルチ資材や除草ロボットの活用による省力的な管理に関する検討結果も参考として、有機農業を推進します。

また、愛知県と共同で策定した「愛知県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の実現に向け、本計画に基づく有機農業に関する各種取組を実践することで、環境負荷低減事業活動の促進を愛知県と連携して取り組んでいきます。

※グリーン栽培協議会の構成員：あいち尾東農業協同組合、愛知県（尾張農林水産事務所農業改良普及課、農業総合試験場普及戦略部）

6 資金計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	(1) 生産段階 7,396 千円	(1) 生産段階 8,014 千円	(1) 生産段階 17,260 千円	(1) 生産段階 16,960 千円	(1) 生産段階 14,068 千円
	(2) 流通、加工、消費等※ 6,791 千円	(2) 流通、加工、消費等※ 9,689 千円	(2) 流通、加工、消費等※ 49,380 千円	(2) 流通、加工、消費等※ 49,380 千円	(2) 流通、加工、消費等※ 49,380 千円
合計	14,187 千円	17,703 千円	66,640 千円	66,340 千円	63,200 千円

- ・令和5年度及び令和6年度については、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」の活用を予定している。
 - ・4の取組内容に記載されているが、予算執行を伴わない取組や今後詳細な検討や調整が必要な取組については、資金計画に含めていない。
- ※流通、加工、消費等には、給食用の有機栽培食材費を含めている。